

2024年6月26日

## マイナンバー違憲訴訟・最高裁決定についての声明

マイナンバー違憲訴訟大阪原告団

マイナンバー違憲訴訟大阪弁護団

大阪府内に居住する住民を中心とした66名の上告人が提起したマイナンバー違憲訴訟につき、最高裁判所第二小法廷（岡村和美裁判官、三浦守裁判官、草野耕一裁判官、尾島明裁判官）は、本年6月5日8日、上告棄却決定を言い渡した。この決定に対する原告団、弁護団の声明は以下のとおりである。

### 1 大阪訴訟での主な主張と裁判所の判断

2021年2月4日、大阪地裁は、マイナンバー制度は憲法13条に保障される権利を侵害するものではないとして、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

さらに、2022年12月15日、大阪高裁判決は、マイナンバー制度に設けられた種々の保護措置から、プライバシーをはじめとする基本的人権の侵害につながる具体的危険性を有するとは言い難いとして、原告らの控訴を棄却した。

そして、今回、最高裁は上告棄却決定を言い渡した。

但し、決定書には上告理由に該当しないこと、上告を受理すべきものではないという結論しか記載されていないため、原告らが当初から主張していたプライバシーの侵害について、最高裁がどのような判断をしたのかについては、大阪訴訟の上告棄却決定からはわからない。

### 2 2023年3月9日の福岡訴訟の最高裁判決

この点、先行した福岡訴訟の最高裁判決は、マイナンバー法に基づき行政機関が個人情報利用、提供等をする行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではなく、また、プライバシー権を違法に侵害するものでもないとし、昭和44年12月24日最高裁判決（いわゆる京都府学連事件判決）を引用している。

### 3 裁判所の判断に対する評価

マイナンバー制度は、すべての国民及び外国人住民（以下「国民等」という。）に対し、原則として生涯不変の個人識別のための11桁の個人番号（マイナンバー）を付与し、個人情報を取り扱う際にその個人番号を紐づけすることにより、各行政機関で収集された個人情報の名寄せ・突合を確実かつ容易とすることを骨子とする制度である。

弁護団は、高度に情報化された現代社会においては、憲法第13条により個人に自己の情報の取扱いについて自ら決定する権利（自己情報コントロール権／情報自己決定権）が保障されることはきわめて重要なものとなっており、これはビッグデータ時代とか人工知能（AI）活用とかAIによる深層学習が行われるようになった現代において、その重要性は増していると主張してきた。

これに対し、地裁、高裁及び最高裁は、みだりに第三者に開示又は公表されなければよいという昭和40年代のプライバシー権の解釈や紙による情報管理が行われていた時代の考えの域から抜け出せていない。

特に、刑事手続という人権侵害の危険性が極めて高い分野におけるマイナンバーの利用について、大阪訴訟では一貫して警鐘を鳴らし続けたが、裁判所はこれを一顧だにしなかった。

大阪訴訟が最高裁に係属している間に、政府が、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図り、かつ、マイナンバーの利用事務の拡大も法改正を必要とせず省令の見直しのみでこれを可能とするなどの内容の法案を閣議決定した旨が報じられている。当初限定されていたマイナンバーを使用場面はなし崩し的に広まっていくことになる。健康保険証として使用できるようにする等、政府が国民にマイナンバーカードの取得、保有を奨励したことにより大量のマイナンバーカードが発行されることになり、それに合わせるように偽造されたマイナンバーカードにより他人による成りすましにより深刻な被害が発生しているという報道もなされている。

弁護団・原告団は、今後とも政府による無限定なマイナンバー制度の拡大に断固として反対し、不当判決に屈せず闘い続けることを宣言するものである。

以上